

松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務 仕 様 書

1. 業務の名称

松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

松阪市は、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに「松阪市ゼロカーボンビジョン」を公表し、2050年の脱炭素社会の実現を目指している。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するにあたり、市民及び企業に対するアンケート調査、温室効果ガス排出量推計及び将来予測、再エネ導入ポテンシャル調査、脱炭素シナリオの設定及び脱炭素施策の検討等を行い、松阪市における地域脱炭素社会の実現のために必要な施策を取りまとめた松阪市地球温暖化対策実行計画を策定することを目的とする。

なお、当該計画は、区域施策編の策定のほか既存の事務事業編の改定を含むものである。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

4. 業務の内容

本業務の実施にあたっては、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」などに基づき、適切な方法で行うこととする。また、本市の総合計画や環境基本計画、関連計画、国や県の関連計画との整合性を十分に図るものとする。

(1) 業務全体に係る工程管理

本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置し、業務期間内に業務を完了することができるよう全項目の業務計画を示すこと。受託後は、業務計画に基づき工程管理を行い、進捗状況を適宜報告するものとする。

(2) アンケート調査と現状分析

① アンケート調査の実施

再エネ又は省エネ設備・機器の導入状況、脱炭素に係るニーズ等を把握し、温室効果ガス排出量の削減目標の検討や脱炭素化に資する施策の検討の参考とするため、アンケート調査を実施する。アンケート調査の実施には、調査票の作成、発送・回収、回収調査票の入力・集計、分析及び報告書の作成を含むものとする。なお、調査対象は、市民3,000人、企業300事業所を予定しており、調査対象者となる市民の抽出は委託者が行う。

② 松阪市の地域特性の分析

本市の自然的、経済的、社会的条件を把握するための基礎情報、市内の再生可能エネルギー導入状況、エネルギー需要（消費実態）等についての情報収集及び現状分析を行う。

(3) 温室効果ガス排出量現況推計及び将来推計

温室効果ガスの現状趨勢の排出量と対策を行った際の排出量の推計を行う。対策ケースでは、関連する行政施策や事業、(2)のアンケート調査の結果、下記(4)で検討する脱炭素に関連する施策の効果などから対策導入効果量を積み上げ、将来排出量を複数パターン推計する。

(4) 再生可能エネルギー調査、脱炭素シナリオ、目標達成に向けた施策等の検討

① 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査及び目標の検討

本市の地域特性を踏まえ、導入可能な再生可能エネルギー調査を行う。調査にあたっては、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」等の公表されている最新データを活用し、関係機関等に聞き取りを行うなど実体に即した算定を行うものとする。また、計画策定段階だけでなく将来的に発生する課題について十分検討し、持続可能な再生可能エネルギーの導入目標とする。

② 脱炭素シナリオ、目標達成に向けた施策の検討

温室効果ガス排出量実質ゼロを目指した将来ビジョンを示し、これを実現するために必要な施策の方向性と具体的施策の検討を行う。また、(2)のアンケート調査の結果、(3)の温室効果ガス排出量の推計、地域特性等を考慮したうえで、具体的施策の展開に必要な事業、市民や事業者の行動変容を促す効果的な取組などを明らかにしたシナリオを作成する。

(5) 松阪市地球温暖化対策実行計画の策定

① 松阪市地球温暖化対策実行計画策定委員会の運営支援

松阪市地球温暖化対策実行計画策定委員会（4回程度開催）の運営支援を行う。

② 松阪市地球温暖化対策実行計画（素案）の作成

(2)～(3)の結果や(4)の施策等を計画書（素案）としてとりまとめる。

③ パブリックコメントの実施

計画書（素案）に対するパブリックコメントを実施するにあたり、意見の整理や対応案の作成などの支援を行う。

④ 松阪市地球温暖化対策実行計画（本冊・概要版）の策定

市民や事業者へ効果的な周知が可能なデザイン性に優れた分かりやすい計画書（本冊・概要版）を策定する。

(6) その他の業務に関すること

本業務の趣旨を踏まえ、本市の地域脱炭素社会の実現に資する効果的な提案を行う。計画策定後の計画推進を図るもの、市民への効果的な普及啓発を図ることができるもの、市民や事業者の行動変容を促すことができるもの、など幅広い視点で提案すること。

5. 成果物

- (1) 受託者は、以下の成果物を提出するものとする。
 - ① 松阪市地球温暖化対策実行計画（本冊）
（A4版、PDF及びMicrosoft office形式、フルカラー）
 - ② 松阪市地球温暖化対策実行計画（概要版）
（A4版、PDF及びMicrosoft office形式、フルカラー）
 - ③ 業務報告書一式
 - ④ 上記①～③に係る資料及び電子データ一式（PDF又はMicrosoft office形式）
- (2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市に移転するものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (5) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。